

定例会12月会議

定例会12月会議は、12月11日に開催されました。

条例の制定・一部改正、計画の変更、各会計補正予算など町長提出の議案15件、議会提出の議案4件を審議し、19件の議案については、原案のとおり可決しました。

また、選挙管理委員会委員・補充員の選挙が行われました。一般質問では3名の議員が、3項目について町の対応や考え方をいただきました。参考者は2名でした。

■条例の制定

○危険木から町民の生命・財産を守る条例の制定

【制定内容】

倒木による被害から町民の生命・財産を守るため制定。

○会計年度任用職員の給与・費用弁償に関する条例の制定

【制定内容】

地方公務員法・地方自治法

の改正により臨時職員が会計年度任用職員へ移行となるため制定。

■条例の一部改正

○地方公務員法・地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備

【改正内容】

会計年度任用職員制度導入に伴い関係条例の整備。改正となったのは次の12条例です。

- ・職員定数条例
 - ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例
 - ・職員の給与に関する条例
- ほか10条例



住宅裏の樹木

○特別職の給与に関する条例の一部改正

【改正内容】

特別職の期末手当について、人事院勧告に基づき一般職の勤勉手当が0.05月引き上げられたため、一般職と同支給月数とする改正。

○職員の給与に関する条例の一部改正

【改正内容】

人事院勧告に基づき一般職の給料表を平均0.1%引き上げ、勤勉手当を0.05月引き上げる改正。

○印鑑の登録・証明に関する条例の一部改正

【改正内容】

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく改正。

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理

【改正内容】

成年被後見人等の権利の制

限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴う関係条例の整備。

改正となったのは次の4条例です。

- ・職員の給与に関する条例
 - ・職員等の旅費に関する条例
- ほか2条例

■報告

○一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告

追跡調査に対応する方針等の報告。

■計画の変更

○第5次総合計画の変更

【変更理由】

事業費の変更が生じたため、総合計画を変更。

総事業費は51億8千495万円。

また、後期実施計画の策定に伴い基本構想・基本計画等の変更。

■選挙

○選挙管理委員会委員選挙

次の方が当選しました。

野坂禎子・江口温志・丁子
谷雅男・澤田勝男

○選挙管理委員会委員補充員選挙

次の方が当選しました。

谷藤悟・石倉正史・石岡裕
子・金谷由美子

■公有水面埋立

○吉岡漁港機能保全工公有水面埋立

吉岡漁港内の岸壁拡幅工事を
するため埋立を承認。



吉岡漁港の公有水面埋立予定地

補正予算の内容

■一般会計補正予算(第4号)

補正予算は、総合計画の変
更等に伴う追加、特別会計へ
の繰入金等の追加補正で、8
千5百55万2千円を追加し、
総額40億3千9百50万4千円
となりました。

主な内容は次のとおり。

○がんばる地元企業等応援事業費

4,000万円の追加

施設投資助成金を追加。

○がんばる地元企業等応援基金費

4,000万円の追加

財源とする積立金を追加。

○児童措置費

322万1千円の追加

福島幼稚園入所児童の増に

伴う施設型給付負担金の追加。

○奨学資金貸付費

240万円の追加

貸付見込みの増に伴う追加。

○職員給与費

828万5千円の減額

職員の給与に関する条例の

一部改正に伴う追加と、退職

者、育児休業者の給与等の減

額。

■国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

1千3百65万5千円を追加
し、総額7億8千7百31万8
千円となりました。

補正内容は、一般被保険者
高額療養費等の追加。

■介護保険特別会計補正予算(第2号)

保険事業勘定に7万1千円
を追加し、総額5億4千7百
76万8千円となりました。

補正内容は、職員の給与等
の追加。

■国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)

29万2千円を減額し、総額
7千9百1万4千円となりま
した。

補正内容は、職員の給与等
の追加と手当の減額。

■国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)

3百60万円を追加し、総額
8千2百61万4千円となりま
した。

補正内容は、医薬材料費の
追加。

■水道事業会計補正予算(第1号)

収益的収入・支出の予定額
のうち営業費用に36万4千円
を追加し、総額9千5百94万
7千円となりました。

補正予算の主なものは、職
員給与費の追加。

議会関係の条例改正

○議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正

【改正内容】

特別職の期末手当の支給月
数が改正されたため、議会議
員の期末手当も0.05月引
き上げとする改正。



議会提出の意見書

意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

■地方財政の充実・強化を求める意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

前文省略

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。
など全10項目の要望事項。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(令和元年12月11日議決)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当、経済財政政策担当）

「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

前文省略

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負担率を1/2に復元されるよう要請します。
など全5項目の要望事項。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(令和元年12月11日議決)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）

■「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書

「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書

前文省略

1. 疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。
2. 福祉医療費助成を現物給付としている市町村に対する国民健康保険国庫補助金の削減措置については、これを全て廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

(令和元年12月11日議決)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣

■「国による妊産婦医療費助成制度創設」・「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書